

令和7年度 内部質保証に係る自己点検・評価報告書

令和8年1月



◎ 基準を十分満たしている場合

○ 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合

△ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合

× 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
4-1 教育研究組織及び 教育課程に対応し た施設及び設備が 整備され、有効に 活用されているこ と	4-1-3 施設・設備における安全性 について、配慮しているこ と	<ul style="list-style-type: none">施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされ ていることを確認する。施設・設備のバリアフリーについて、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよ う配慮がなされていることを確認する。その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。	○ 基盤となる耐震化については完全対応、防犯安 全に対する対策について、外灯などの設置済、 バリアフリーについて、厳しい財政状況の中で 最低限の対策がなされていることが確認でき る。		
	4-1-4 教育研究活動を展開する上 で必要なICT環境を整備 し、それが有効に活用され ていること	<ul style="list-style-type: none">情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外 において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成され た教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理する ためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の ICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 ※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料として活 用。 ※ICT (Information and Communication Technology)とは、情報・通信に関する技術一般 の総称。	○ 資料のとおり、大学において編成された教育課 程の遂行に必要なICT環境やこれらを維持・ 管理するためのメンテナンスやセキュリティ管 理が整備されている。また、授業管理を支援す るための統合化されたオンラインシステム等の 学習支援環境の基盤のICT化が行われ、その 整備と活用が行われている。		
	4-1-5 大学組織の一部としての図 書館において、教育研究上 必要な資料を利用可能な状 態に整備し、有効に活用さ れていること	<ul style="list-style-type: none">図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確 認する。	○ 資料のとおり、図書等の資料が系統的に整備さ れ、活用できる状態になっている。		
	4-1-6 自習室、グループ討議室、 情報機器室、教室・教育設 備等の授業時間外使用等に よる自主的学習環境が十分 に整備され、効果的に利用 されていること	<ul style="list-style-type: none">自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を 必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、そ の内容について確認する。	○ 根拠資料のとおり自主的に学習できる環境が整 備されている。		

◎ 基準を十分満たしている場合

○ 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合

△ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合

× 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none">生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。	◎ 根拠資料のとおり相談・助言体制等が整備されており、支援についても行われている。ハラスメントの相談受け入れ体制も今年度からさらにわかりやすく整備された。		
	4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none">課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。	◎ 根拠資料のとおり学生の部活動などの支援を適切に行なっている。		
	4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none">留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。	◎ きめ細かな受け入れ体制が整備され、実践されている。		
	4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none">障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認。	○ 障害のある学生に対応する仕組みを有している。ただし、障害を有する学生を専門に支援する組織がないのが課題である。		
	4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること	<ul style="list-style-type: none">奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	◎ 学生への経済的支援を行っている。		

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- ✗ 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体	
5－2 学生の受入が適切に実施されていること	5－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。 	◎	公正に実施している。		
	5－2－2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	<ul style="list-style-type: none"> ・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。 	◎	入学者選抜に関する検証が行われ、改善をはかっている。		
5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	5－3－1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」とする。 	△	医学部の入学者数は適正な数で推移しているが、修士課程が定員を大幅に下回っている。	大学院修士課程の入学定員充足率については令和5年度の改善・向上が必要と確認された事項として指摘しており、既に看護学専攻において様々な取り組みがなされているところではあるが、依然として下回っている状況が続いているため、第5期に向けて修士課程看護学専攻の適正な入学定員数について検討する必要がある。 特に、複数年にわたって入学者がない修士論文コースや高度実践コースの領域について、入学定員数とともに今後の中長期的な在り方について検討することを指示する。	大学院修士課程委員会 (入試課・学務課)
6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること。 	◎	1年間の授業は、適切な期間をもって運営されている。		

◎ 基準を十分満たしている場合

○ 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合

△ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合

× 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
6-4 学位授与方針及び 教育課程方針に則 して、適切な授業 形態、学習指導法 が採用されている こと	6-4-2 各科目の授業期間が10週又 は15週にわたるものとなっ ていること。なお、10週又 は15週と異なる授業期間を 設定する場合は、教育上の 必要があり、10週又は15週 を期間として授業を行う場 合と同等以上の十分な教育 効果をあげていること	・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認す る。	◎	適切かつ柔軟な授業時間が設定されている。	
	6-4-3 適切な授業形態、学習指導 法が採用され、授業の方法 及び内容が学生に対して明 示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 ・大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する。	◎	適切な授業形態が採用されており、また、シラ バスに適切に明示されている。	
	6-4-4 教育上主要と認める授業科 目は、原則として専任の教 授・准教授が担当している こと	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目 数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確 認する。 ※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に關 して責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析する ことが可能 ※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析	◎	専任の教授・准教授が適切に担当している。	
	6-4-6 大学院において教育方法の 特例（大学院設置基準第14 条）の取組として夜間そ の他特定の時間又は期間に授 業を行っている場合は、法 令に則した実施方法となっ ていること	・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則し た実施方法となっていることを確認する。 ※夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っていない場合は、分析は不要。	◎	社会人学生のために、夜間に時間設定するな ど、柔軟に対応している	

◎ 基準を十分満たしている場合

○ 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合

△ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合

× 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・インターンシップの実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。	◎ 医学生、看護学生については、社会的・職業的自立を図るための取り組みを適切に実施している。		
	6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援をする学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認。 ※障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生がいない場合も、体制は記載	◎ 特別な支援をする学生への支援体制は整っている		
6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	◎ 年限内での卒業について、実現できている。			
	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	◎ 卒後の就労または進学について、大学の教育目的および学位授与方針に即している		
	6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	◎ 卒業時のアンケートが実施され、学生側からの学習に関する調査が毎年なされている。また、学習成果は医学科・看護学会の場合には国家試験合格、大学院修士課程や博士課程においては適切な審査を経て成果が評価されている。			